

マネジメントリポート

2004年2月

今回のテーマ： 社内発明報酬

在職中の社内発明の報酬額について、元従業員による元勤務先に対する訴訟が増加しています。

1 主な訴訟

| 会社 | 発明 | 判決 | 状況 |
|--------|----------------|----------------|-----|
| 日亜化学工業 | 青色発光ダイオード | 東京地裁・200億円 | 控訴 |
| 日立製作所 | 光ディスク読み取り装置 | 東京高裁・1億6,284万円 | 上告 |
| 日立金属 | 窒素磁力 | 東京地裁・1,232万円 | 控訴 |
| カネシン | 建物用金具の意匠 | 東京地裁・1,292万円 | 確定 |
| オリンパス | CD読み取り小型化技術 | 最高裁・229万円 | 確定 |
| 味の素 | 人工甘味料(パルスweet) | 東京地裁・1億8,900万円 | 未確認 |
| キヤノン | レーザービームプリンター | 東京地裁・10億円 | 審理 |
| 三菱電機 | フラッシュメモリー | 那覇地裁・2億円 | 審理 |

は請求額

2 妥当な報酬額

特許法35条で、社内発明の対価について「相当の対価の支払を受ける権利を有する」と規定されていますが、具体的な算定方法は明らかにされていません。

会社が一方的に規程などで対価を定めているケースが多く、訴訟増加の原因ともなっています。

3 報酬額の例

| 会社 | 上限額・算定方法 |
|--------|--|
| 武田薬品工業 | 売上高や特許の評価に応じ90万円～3,000万円(最長5年間) |
| エーザイ | ・発売後、5年間にわたり売上高×0.05% ・新薬開発であれば、ストックオプションの権利を付与 |
| 三菱化学 | 累積営業利益40億円以上など一定の要件を満たせば、発明者のグループに5,000万円×5年間、利益20億円以上で3,000万円×5年間 |

4 会社の処理

他から購入した特許権やその実施権の対価は、無形固定資産(定額8年償却)に該当します。

お見逃しなく!

- 会社と従業員が協議して合理的な手続で決めた金額は「相当の対価」として尊重する特許法の改正が予定されています。しかし、あいまいさは残り、訴訟抑制は見込まれません。両者であらかじめ契約を交わすアメリカ型雇用システムの採用も検討する余地があります。
- 個人が会社からその発明にかかる権利の対価を受ける場合、一時に支払われるものは譲渡所得、権利承継後の成果に応じて継続的に支払われるものは雑所得となります。
- 訴訟やM&Aにそなえ、特許権のデューデリジェンス(資産査定)が大きな注目を集めています。